

最高裁人調第297号

(人い-07)

平成28年4月27日

改正 平成30年10月5日付け人調第583号

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 真 哉

#### 高齢者叙勲の候補者の推薦について（通達）

標記の候補者（以下「候補者」という。）の推薦について、下記のとおり定めましたから、これにより推薦してください。

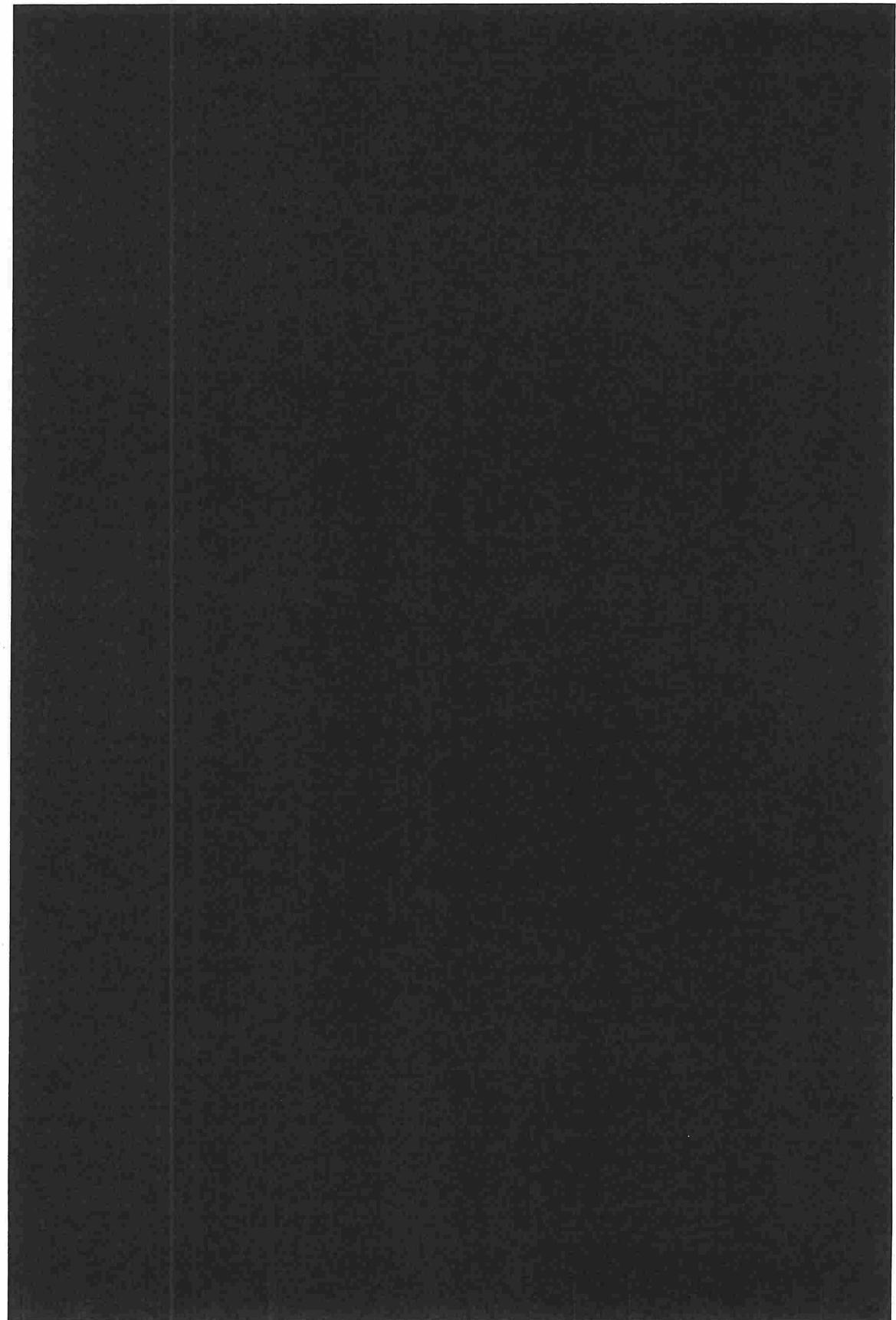
記

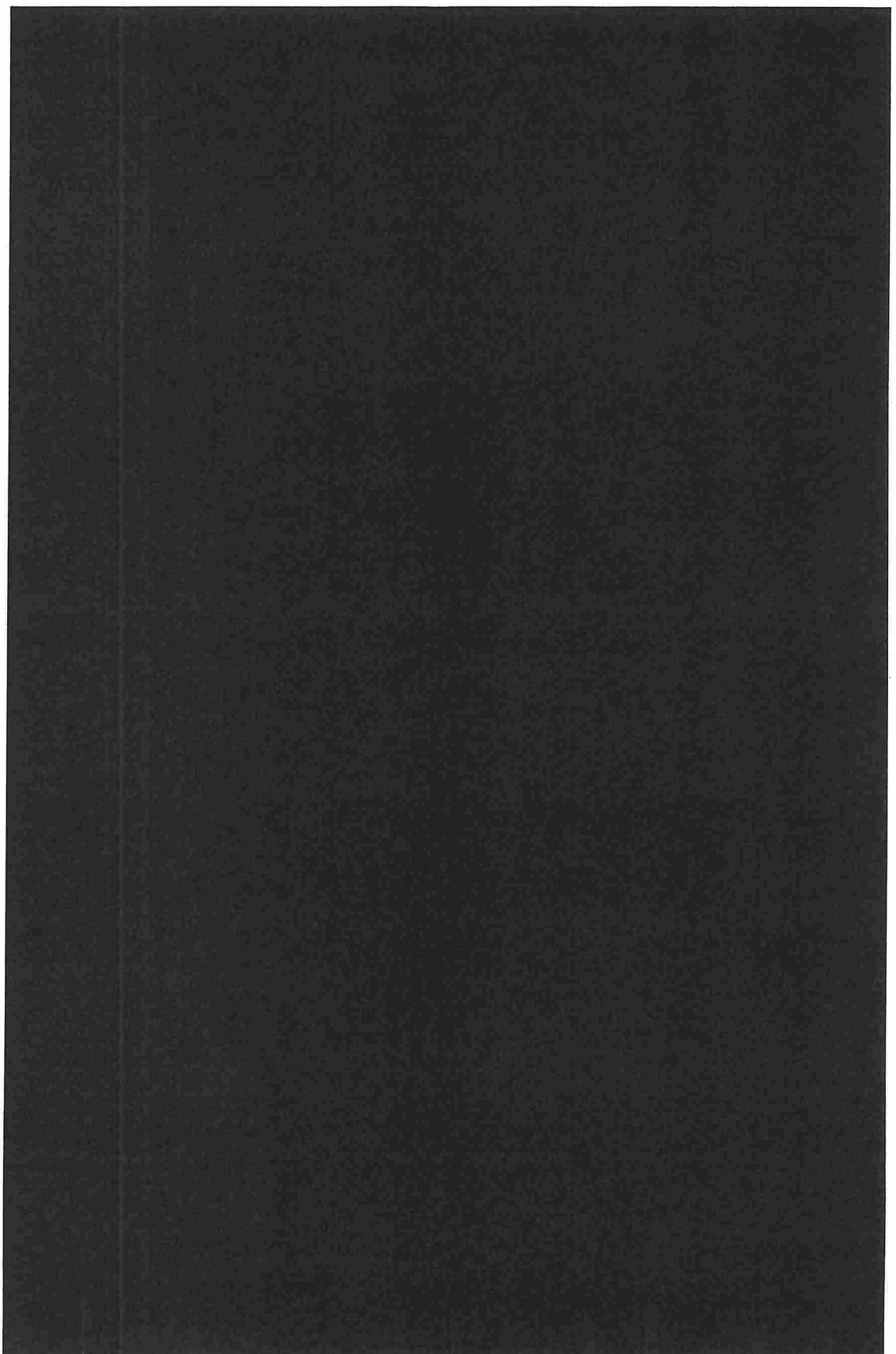
#### 第1 推薦対象者

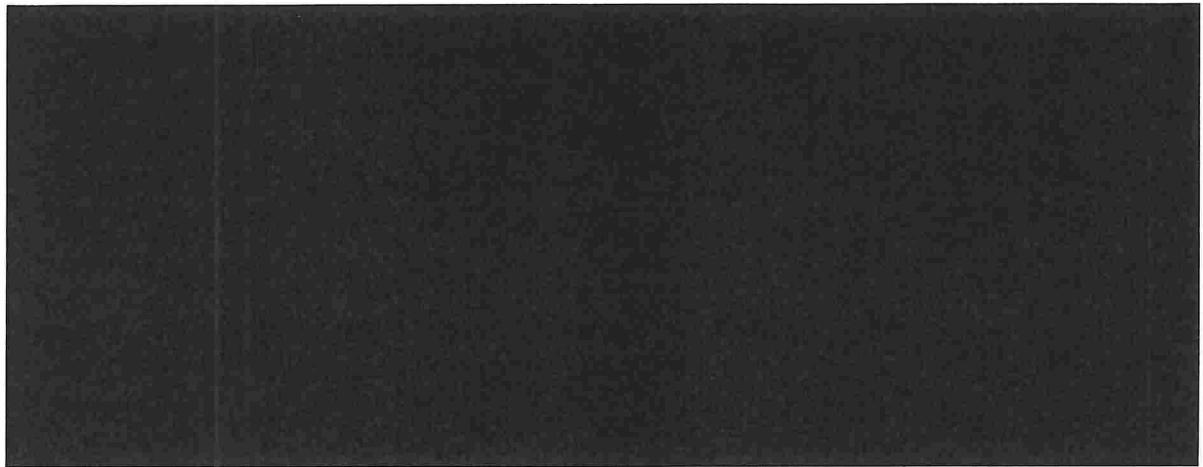
次のいずれにも該当し、叙勲（賜杯を含む。以下同じ。）に相当する功績を有する者（過去に叙勲を受けない旨の意思表示をしていた者を除く。）のうち、第3の2に定める協議により推薦相当とされた者を、候補者として推薦する。

- 1 生存者
- 2 年齢が88歳に達した者
- 3 昭和39年春以降の春秋の叙勲により勲章又は銀杯若しくは木杯（他省庁の所管する分野の功労によるものを含む。）を授与されていない者
- 4 次のいずれかに該当する者









## 第2 推薦障害事由

第1の定めにかかわらず、春秋叙勲通達記第2に該当する者は、候補者として推薦することができない。

## 第3 推薦手続

### 1 推薦庁

(1) 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所は、当該裁判所（地方裁判所にあっては、管内の簡易裁判所及び検察審査会を含む。）に退職時において所属（調停委員以外の候補者については、再任用職員、臨時の任用職員、任期付採用職員、非常勤職員及び執行官としての所属を除く。以下(1)において同じ。）していた第1の推薦対象者で、第2に該当しないものについて、最高裁判所事務総局人事局長宛てに推薦する。

なお、判事等を退職後簡易裁判所判事に任命された候補者については、簡易裁判所判事退官時に所属していた簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が推薦する。

(2) 昭和47年5月14日以前に退職した琉球政府の裁判所職員については、那覇地方裁判所及び那覇家庭裁判所が協議の上、いずれかの裁判所が推薦する。

(3) 調停委員について推薦する裁判所が複数ある場合には、それらの裁判所が協議の上、いずれかの裁判所が推薦する。

(4) (1)から(3)までの定めにより、地方裁判所又は家庭裁判所が推薦するときは、高等裁判所を経由する。

## 2 事前協議

(1) 1の推薦庁は、候補者の年齢が88歳に達する日から起算して3か月前の日の属する月の15日までに、高等裁判所を経由して推薦の当否について最高裁判所事務総局人事局調査課長（以下「調査課長」という。）と協議を行う。

(2) 協議に当たっては、候補者の経歴がわかる書類（履歴書、人事記録、調停委員人事カード等）を、適宜の方法により調査課長に送付する。

## 3 栄典協議

候補者が他省庁の所管する分野又は業務において功労又は功績を有する場合には、必ず当該分野又は業務を所管する省庁等と十分協議し、裁判所から推薦することについて了解を得る。

## 4 提出書類

(1) 推薦は、調査課長が別に定める方法により、次の書類を提出して行う。

ア 勲章審査票

イ 功績調書

ウ 履歴書

エ 刑罰等調書（本籍地の市区町村長発行のもの）原本及び写し

オ 戸籍抄本又は戸籍の個人事項証明書 原本及び写し

第1の4の(5)に該当する者について提出する。

キ 栄典関係協議書

3の栄典協議を行った者について提出する。

ク 団体の規模及び事業概況等調

第1の4の(5)のアの(ウ)に該当する者について提出する。

(2) アからクまで（才を除く。）の各書類の様式及び作成要領は、春秋叙勲通達別紙様式第2から第8までとする。

### 5 推薦期限

候補者の年齢が88歳に達する日から起算して2か月前の日の属する月の15日とする。

### 第4 その他

第1の推薦対象者以外の者及び第1の推薦対象者で第2に該当する者について、特別の事情がある場合には、第3の2に定める事前協議を行った上で、候補者として推薦することができる。

### 付 記

1 この通達は、平成28年5月1日から実施する。

2 昭和61年7月31日付け最高裁人調A第7号人事局長通達「高齢者叙勲候補者の推薦について」は、平成28年4月30日限り、廃止する。

付 記（平成30年10月5日付け人調第583号）

この通達は、平成30年10月5日から実施する。